

道特別支援金 B

道内事業者の皆様へ
道特別支援金
時短・外出自粛等による影響緩和

概要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

要件1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

② 外出・往来自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容関係、昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

※ 売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施

※ 仮に、まん延防止等重点措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定

給付額

中小法人等 10万円

個人事業者等 5万円

申請受付期間

(郵送) 7月2日(金)～9月30日(木)

(WEB) 7月7日(水)～9月30日(木)

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL: 011-351-4101

受付時間 8:45～17:30 ※平日のみ (7月は土日祝日も対応)

注1: 要件1の①について、時短対象飲食店等(2021年4月から7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者)との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2: 要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3: 道特別支援金Bは道特別支援金Aとの併給が可能です。

注4: 2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注5: 道特別支援金Bは国の月次支援金の受給者は申請出来ません。(重複受給は不可)